

消防試験研究センターだより vol.372

Voice...5

2019



top

危険物施設の事故防止に関する現況と今後のあり方について

こだま

山口県立岩国工業高等学校「危険物取扱者試験への取り組み」

支部の広場

福島県支部からお届け



表紙によせて

鶴ヶ城／表紙上段

福島県の歴史を知る上で重要な存在である鶴ヶ城。数多くの戦国大名が治め、幕末の戊辰の戦役でも有名なこの城は、現在、鶴ヶ城博物館としても貴重な資料を展示公開しています。

磐梯山と猪苗代湖／表紙下段

北側の裏磐梯では荒々しい噴火口を、南側では美しい裾野に緑豊かで優美な姿を見せる磐梯山。「会津磐梯山はあの様に若い 湖水鏡で化粧する」と民謡「会津磐梯山」にも歌われるように、磐梯山の姿を映す鏡にも例えられ、「天鏡」とも称されている猪苗代湖。このコンビは福島県を代表する景色です。

①アクアマリンふくしま

福島県いわき市にある水族館。三角トンネルを境に、黒潮の海には鯉や鮪鰯等を、親潮の海にはゴマフアザラシ、鯨、鮭等多彩な生物を自然環境そのままに展示しています。

②フラガール

平成18年、日本アカデミー賞最優秀賞受賞作品「フラガール」で一躍有名に。いわき市の観光リゾート「スパリゾートハワイアンズ」で行われる本格的フラダンスショー。アクアマリンふくしまとともに福島県復興のシンボリック的存在です。

③白水阿弥陀堂

いわき市にある阿弥陀堂で平安時代末期の建築で国宝に指定されています。奥州藤原清衡の娘徳姫が夫の菩提を弔うために建立したもので、毛越寺や無量光院といった世界遺産でも影響を受けています。

④大内宿雪祭り

福島県南会津郡下郷町にある旧宿場。重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。全長約450mの往来の両側に、寄棟造りで茅葺屋根の民家の街割りが整然と並んでいます。写真は2月の第2土日に開催される雪祭りの様子ですが、雪の美しさと茅葺屋根とのコントラストが幻想的です。

002

top

危険物施設の事故防止に関する現況と今後のあり方について

消防庁危険物保安室長

渡辺 剛英

004

こだま

山口県立岩国工業高等学校「危険物取扱者試験への取り組み」

國吉 亮平

岩国工業高等学校 機械科 教諭

006

業務情報

010

支部の広場

福島県支部からお届け

012

topic

合格体験記

秋山 ちの

長崎県立諫早農業高等学校 環境創造科3年

014

消防庁の通知・通達等

016

業務報告

2・3月の試験実施結果・免状作成状況

5 Voice...

消防試験研究センターだより

2019 May vol.372



危険物施設の事故防止に関する現況と今後のあり方について

1 はじめに

危険物保安に関する継続的な課題として、事故防止の徹底がある。危険物施設における火災・流出事故の件数は、平成6年頃を境に増加に転じ、過去最多の水準で推移している。一方、石油製品需要の減少等を背景に、危険物施設の数減少傾向が続いており、事故発生率としては上昇傾向が続いている。

ここでは、危険物施設の事故防止に関する全体像を俯瞰しながら、今後のあり方について考えてみたい。

2 危険物保安の法的枠組み

危険物保安に関する消防法の主な内容として、ハード面については、危険物施設の位置、構造及び設備に関する技術基準が定められ、設置・変更時における市町村長の許可や完成検査、一定期間ごとにおける事業者の点検や市町村長の保安検査により、個別の施設における物的な基準適合性を確保することとされている。

ソフト面については、危険物の貯蔵・取扱いに関する技術基準が定められるとともに、国家資格の危険物取扱者による個々の取扱作業の実施又は立会い、危険物保安監督者による取扱作業全体の監督等により、個別の施設における人的な作業等の基準適合性を確保することとされている。

また、一般通則的な性格を有する法令基準を補完し、個別の施設の状況に応じて火災予防上の観点から適切に操業、維持管理等がなされるよう、危険物施設の所有者等が予防規程を定め、市町村長が認可することとされている。

なお、上記の法的義務は、基本的に危険物施設のマネジメント層(所有者、管理者又は占有者)に課されており、基準不適合等があった場合の改善命令や罰則もマネジメント層が主な対象となっている。他方、市町村長には、計画・工事段階における許認可や完成検査、供用中の立入検査や改善命令といった権限が付与されており、実質的な事務の担い手である消防機関は的確な権限執行の責務を有している。



渡辺 剛英 わたなべ たけひで
消防庁危険物保安室長

3 事故の傾向と当面の取組み

冒頭述べたとおり事故の発生率は上昇傾向が続いており、主な傾向として、物的要因については、腐食・疲労等劣化の増加が挙げられる。背景として、危険物施設の高経年化が考えられることから、消防庁では平成29年度から「危険物施設の長期使用に関する検討会」を開催し、事故や点検・維持管理に関する実態、新技術を用いたモニタリング・診断手法の開発状況を調査・分析しながら、幅広く検討を行っているところである。これまでの調査・検討において、腐食・疲労等劣化による事故の約8割は配管及び塔槽類において発生しており、特に保温材下の腐食のおそれが高いとの結果が得られたことから、定期点検記録表(消防庁通知)に項目を追加することとしている。また、現在の定期点検記録表は、主に目視で確認する内容となっており、部位ごとのきめ細かな点検方法は示されていないことから、本検討会で情報収集した優良事例や新技術を基に点検要領をまとめ、個別の施設における予防規程やその関連文書への反映を図り、より効果的な点検・補修に繋げることとしている。

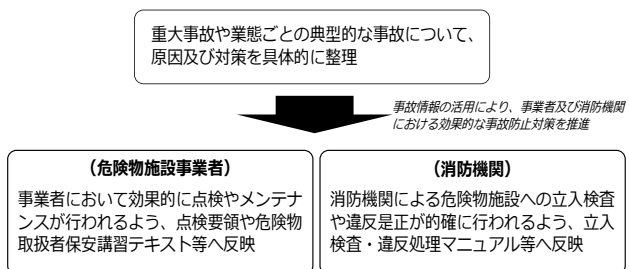
一方、人的要因については、消防機関からの事故報告における区分では、操作確認不十分、維持管理不十分、誤操作が多いが、事例ごとの個別性・多様性が大きく、統計的にうまくポイントを捉えることが難しい性格を有するものである。このような中、石油連盟、日本化学工業協会、石油化学工業協会など危険物関係の事業者団体とともに開催している「危険物等事故防止対策情報連絡会」においては、団塊世代からの技能伝承や人手不足等の問題を背景に、「保安教育の充実による人材育成・

技術の伝承」が重要な課題として認識されており、事故防止対策を実施する上での留意事項の筆頭に位置づけられている。また、今年度の申合せ（平成31年3月28日付け消防危第47号）では、人材育成の制度的根幹を成す「危険物取扱者の資格取得や保安講習の受講の促進」を改めて明記し、当庁としても事業者団体、高校、大学等の協力を得ながら取組みを進めていくこととしている。

なお、消防機関による立入検査や改善命令について、事故件数が減少傾向にあった平成初期と比較してみると、いずれも近年の件数は低調であり、危険物施設についても、防火対象物と同様に、これらの予防業務の実効性向上を図る必要があると考えられる。本年3月の「消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会報告書」においては、「危険物施設の高経年化や事故発生状況を踏まえ、危険物取扱者や予防技術検定の資格取得の促進等を通じた危険物事務に従事する職員の育成等を推進することが重要である」との提言がなされているところであり、まずは個々の職員の知識・技能を確保すべく、消防機関や消防学校と連携して働きかけを進めていくこととしている。

4 中長期的な方向性

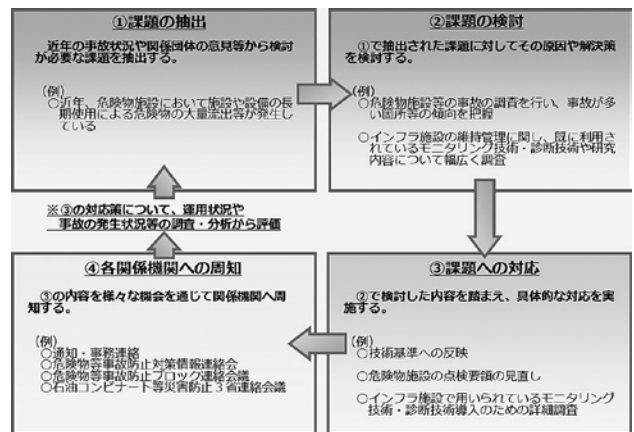
危険物等事故防止対策情報連絡会の申合せ事項（平成31年3月28日付け消防危第47号）において、当庁の実施事項として、「重大事故や典型的な事故の原因及び対策を具体的に整理」し、その「知見を事業所の定期点検や危険物取扱者の保安講習、立入検査等へ反映して、点検・維持管理の実効性を向上」する旨の考え方を述べている。



このうち、点検関連については、上記3のとおり、昨年度の成果を基に点検表の追加等を行い、周知していくこととしている。危険物取扱者保安講習については、危

険物施設の長期使用に関する検討会において見直し作業に着手することとしている。立入検査・違反処理関連についても、おってマニュアル見直しを行う予定である。

また、さらに中長期的な方向性について、危険物施設の長期使用に関する検討会では、「事故の発生状況等から課題を抽出、この課題への解決策の検討や具体的な対応を実施するとともに、関係機関へ周知する等、PDCAの考え方に基づき各課題の検討を進める仕組み」が必要である旨の提言がなされている。今後、同検討会において、下記のような仕組みづくりを進めていくこととしている。



5 おわりに

危険物施設における事故は、新設や変更に伴う設計上の不具合を除けば、大部分が操業・維持管理における不適切な対応に起因するものである。

本稿で述べた具体的な取組内容は、主に現場における設備の状態把握（ハード面）と貯蔵・取扱い作業に係る質の確保（ソフト面）に関するものと整理できるが、実際に操業・維持管理における適切な対応を確保するためには、事業所のトップ・ミドルのマネジメント層の関与が不可欠となる。例えば、点検結果に応じて必要な補修・交換を行う、作業量に応じた人員を配置する等といったことは、マネジメント層の関与なくして実行することはできないものである。

このような点に関して、法的には予防規程や改善命令・罰則等で担保する仕組みとなっているが、事業所の自主的な取組みを促し、実効性を確保する上で、危険物等事故防止対策情報連絡会等を通じ民間側と引き続き連携していくことが重要である。



山口県立岩国工業高等学校

危険物取扱者試験への取り組み

國吉亮平（くによし りょうへい）
岩国工業高等学校 機械科 教諭

1. 学校紹介

本校は昭和14年11月20日に設立され、今年度で創立80周年を迎えます。現在、機械科・電気科・都市工学科・システム化学科の4学科が設置されています。「責任・協調・創造」の校訓の下、岩国地域において工業教育を担う専門高校としての歴史と伝統を継承し、地域社会に貢献できるスペシャリストの育成に取り組んでいます。

また、コミュニティ・スクールにも力を入れています。工業4科連携及び岩国市と一体となったものづくりによる地域貢献に取り組んでいます。岩国市には錦川に架橋された5連の木造アーチからなる錦帯橋という名勝があります。昨年度は「錦帯橋を車椅子で渡ろうプロジェクト」と題して岩国市錦帯橋課及び社会福祉協会の方々と連携し、工業の特色を生かした活動を行いました。その成果を全国産業教育フェアで発表する機会をいただき、沢山の人にこの活動を知ってもらうことができました。高校生自らが地域と協働して地域の課題を解決していく、いわゆる「地域課題解決型学習」を行うことは、岩工と地域双方の魅力の発信であると考えています。

本校の特色であるものづくりや部活動においては、全国のトップを目指した活動を継続しています。近年、運動部では、公立高校初の快挙となる全国3冠獲得をハンドボー

ル部が成し遂げました。また、インターハイではフェンシング部が男子個人エベ競技優勝、男女ともに団体3位入賞、弓道部が男子団体準優勝と素晴らしい成績を収め、陸上部、ソフトテニス部のインターハイ出場を始め、多くの部活動が県大会においても上位入賞を果たしています。

また、文化部では、科学研修部が昨年度地元で開催された全国ロボット競技大会にて準優勝を果たしました。現在も、運動部、文化部ともにこれまで以上の成績を収めるべく日々の活動に取り組んでいます。

2. 各科の紹介

機械科:ものづくりに必要な測定具・工具の使い方をはじめ、溶接・仕上げ・組立、各種工作機械の扱い方など、講義や実験実習により習得します。技術革新にも対応できるよう、制御技術・メカトロニクスについても学習し、産業界において活躍できる中堅技術者を育成しています。

電気科:電気エネルギーの発生する原理からその応用までを、講義と実験・実習を交えながら学習します。また、責任・規律・勤労・協調の態度と習慣を養うことで、心身ともに健全で実践力に富む人間形成に努めています。

都市工学科:土木や建築に関する分野を中心に工学の基礎を学習し、あらゆる工業分野に携われる技術者の育成に努めています。大学や専門学校などへの進学、専門土木等の公務員受験も支援しています。

システム化学科:化学系企業のプラント装置の運転には化学の知識とともに装置を維持するための機械的知識が必要です。システム化学科ではこれらの基礎的知識を習得します。また、これからの産業発展に貢献できる人材の育成に努めています。



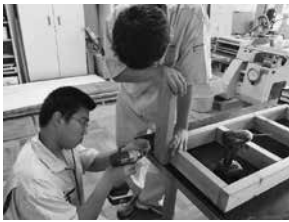
第26回全国高等学校ロボット競技大会 準優勝



機械科：旋盤実習



電気科：電気工事



都市工学科：木材加工



システム化学科：定量分析

3. 進路状況

平成30年度の本校生徒の進路状況です。

	機械	電気	都市工	システム	全体	内定率	
就職	県内内定	15	18	8	18	59	100%
	県外内定	14	12	23	14	63	
	公務員決定	2	2	1	2	7	
	縁故決定	0	0	0	0	0	
	未定	0	0	0	0	0	
進学	大学	0	1	2	1	4	100%
	短期大学	0	0	0	0	0	
	専門学校	2	2	1	0	5	
	大学校・技専	0	0	0	0	0	
	未定	0	0	0	0	0	
合計	33	35	35	35	138		

4. 資格取得・検定合格への取組

各学科とも、科の特色に応じた資格・検定試験に多くの生徒が挑戦しています。

全学科共通	危険物取扱者試験乙種各級、危険物取扱者試験甲種 消防設備士、ボイラー技士、情報処理技術者、ガス溶接技能講習 基礎製図検定、パソコン利用技術検定、情報技術検定、計算技術検定
機械科	技能検定(普通旋盤、機械検査、機械保全(機械系)) 機械製図検定
電気科	電気主任技術者、電気工事士、工事担任者(AI/DD 2.3種) 技能検定(機械保全(電気系))
都市工学科	測量士補、土木施工管理技士、 小型車両系建設機械運転技能者
システム化学科	技能検定(普通旋盤、機械保全(機械系)) 公害防止管理者、毒劇物取扱責任者

また、資格試験や検定試験で優秀な成果を出した生徒などを表彰するジュニアマイスター顕彰(公益財団法人全国工業高等学校長協会が実施)や山口県高等学校等職業教育技術顕彰(山口県産業教育振興会が実施)では、様々な資格への積極的なチャレンジや、技能検定試験への地道な取組により受賞者数も年々増加しております。

5. 危険物取扱者試験への取組

本校は危険物取扱者試験の一般試験の会場校となっており、前期試験、後期試験、特定試験の合わせて年3回実施

されています。まず1年生のうちに乙種第4類の取得を目標に、各学科に所属する危険物取扱者試験担当の職員が、朝課外(30分)や毎日の朝学(10分)を用いて学習指導を行っています。機械科では2年連続乙種第4類クラス全員(40名)合格を果たしました。2、3年生では乙種1、2、3、5、6類や甲種の取得にチャレンジする生徒もいます。

ここでは、私が現在担任をしている機械科3年生が実際に行った取組について紹介します。本校は全生徒が部活動に所属しており、放課後の補習が困難であるため、乙種第4類の朝課外を入学式の3日後から6月に行われる試験日まで毎日行いました。目標に掲げた「全員一発合格」を、生徒と共有できたため、朝課外をだれ一人休むことなく、とても良い雰囲気での学習できたと思います。ほかにも朝学や休憩時間に、過去に出題された問題を参考に作成した独自問題を、自主的に繰り返し解かしました。その結果、クラス全員が一発合格することができ、全員で大きな達成感や成就感を味わうことができました。乙種第4類合格後も、次は「全類合格」を目標に繰り返し問題を解き、努力を続けています。また、毎日部活動に励みながらも勉強も疎かにせず、入学して一年以内に全類取得し甲種合格まで果たした生徒もいます。

下記は昨年度の学校全体(在籍者446名)と機械科2年生(40名)の3月時点での危険物取扱者試験合格状況です。

学校全体

	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	甲種	
H30	合格者	199	145	100	352	138	214	10
	取得率	44.6	32.5	22.4	78.9	30.9	47.9	

機械科2年(現機械科3年)

	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	全類合格者	甲種合格者
合格者	35	32	27	40	29	37	24	2
取得率	87.5	80.0	67.5	100	72.5	92.5		

6. おわりに

ほとんどの生徒が就職を希望している本校では、資格試験に合格することが進路実現に向けて重要になってきます。日々の授業の中などでも危険物の知識が必要な場面が多々あり、危険物取扱者試験は取得してほしい資格の一つです。そのような資格に合格するためには教員側の支援も必要ですが、生徒をやる気にさせ、夢の実現に導くことが何よりも大切であると考えます。苦勞して得た感激こそが自分にとって強い影響力を持ち、頑張る原動力になります。これから社会に出ていく生徒とともに切磋琢磨し、自分自身も成長していきたいと思っています。高校三年間の経験が、生徒の自己肯定感や自己効力感を育み向上させることを期待しています。

平成31年度事業計画

1 試験事業

(1) 危険物取扱者試験を全都道府県で実施する。

危険物の種類	甲種	乙種	丙種	合計
試験実施予定回数	315回	2,770回	415回	3,500回
受験申請者見込み	24,000人	327,000人	31,500人	382,500人

(2) 消防設備士試験を全都道府県で実施する。

設備士の資格	甲種	乙種	合計
試験実施予定回数	710回	840回	1,550回
受験申請者見込み	53,000人	52,000人	105,000人

(3) 予防技術検定を全都道府県で実施する。

年1回・全都道府県同一日に実施し、受験申請者見込みは、9,700人

(4) 危険物取扱者及び消防設備士試験のインターネットによる電子申請の普及促進を図る。

電子申請者数（平成30年4月～平成30年12月の実績）は、受験申請者数の29.9%

2 免状事業

(1) 都道府県知事の委託を受け、次の業務を実施する。

- ア 新規、書換え（写真書換えを含む）及び再交付免状の作成
- イ 写真書換え未了者へのお知らせ

(2) 都道府県の要請を受けて、免状データベースに講習履歴情報を収録する。

免状作成等の事務処理件数見込み

（単位：件）

区分	新規交付	書換え		再交付	合計
		写真	写真以外		
危険物取扱者	152,000	103,500	1,700	11,000	268,200
消防設備士	28,000	11,600	200	1,000	40,800
合計	180,000	115,100	1,900	12,000	309,000

※書換え（「写真」以外）については、新規交付、再交付又は写真書換えとの同時申請分を除いた件数

3 企画研究事業

- (1) 新元号への対応等を始め、現行の業務情報システムの円滑な稼働、運営を推進するとともに、次期業務情報システムの設計・開発を実施し、受験者の利便性の向上及び業務の一層の効率化並びに運用経費の削減を図る。
- (2) 平成28年度から3か年で実施した「受験しやすい環境づくりモデル事業」の結果等を踏まえ、「受験しやすい環境づくりモデル事業（第Ⅱ期）」を平成31年度から3か年で実施し、受験者確保対策をさらに推進する。
- (3) 個人情報取扱事業者として、個人情報の厳格な取扱い、管理・監督の更なる徹底を図る。また、個人番号等の特定個人情報の適切な取扱いを行い、安全管理措置等の安全対策を実施する。
- (4) 広報事業を、次のとおり実施する。
 - ア 資格制度に関する広報
「試験・検定のご案内パンフレット」の他、広報ターゲットを明確にした「大学生及び高校生向け受験促進パンフレット」、「資格試験広報ポスター」、「写真書換え啓発ポスター」を作成するとともに、高校、高専、大学、専門学校、事業所、都道府県及び消防機関等に配布し資格制度の周知を図る。
 - イ 広報誌「消防試験研究センターだよりVoice.」の発行
危険物施設等に係る災害事故等の防災対策の研究成果や現状、防火防災に関する取組等について学識経験者や研究者による解説並びに受験合格者による体験談等を掲載し、誌面の充実に努める。
また、高校、高専、大学、専門学校、都道府県及び消防機関等に配布するとともに、当センターのホームページにも掲載する。
 - ウ ホームページの活用
 - ① 電子申請の案内
試験の受験申込方法としてインターネットによる電子申請を導入しており、その利用手続きの案内、受験申込みを掲載
 - ② 試験関連情報の提供
危険物取扱者・消防設備士の役割、全国の試験実施日程、受験案内を掲載
 - ③ 合格者受験番号の掲示
合格発表の公示日の正午からホームページ上に合格者の受験番号の掲示
 - ④ 緊急情報の提供
台風や地震等の自然災害による試験の延期や中止が生じた場合、受験者に対する緊急情報としてその情報を迅速に掲載
 - ⑤ 過去に出題された問題の公開
危険物取扱者及び消防設備士として習得すべき知識、技能の目安を示すことを目的に、過去出題された問題の一部を掲載
 - ⑥ 免状関連情報の提供
危険物取扱者及び消防設備士の免状の新規交付、本籍等の書換え、写真書換え及び再交付の申請手続き等について掲載
 - エ 消防関係専門誌等の活用
- (5) 「平成30年度版危険物取扱者・消防設備士試験・免状統計表」を作成し、消防庁及び都道府県等に配布する。

4 その他事業

- (1) 業務監査を9支部で実施する。
- (2) 試験業務及び免状業務の円滑な執行を図るため、全国支部長会議、ブロック幹事支部長会議を東京で開催するとともに各都道府県消防主管課の出席を得て、全国6ヶ所でブロック支部長会議を開催し、業務説明及び意見交換を行う。
- (3) 消防防災推進事業助成を80事業に対して行う。
- (4) 新任支部長・副支部長研修、職員を対象とする研修等を実施する。

平成31年度収支予算書

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(単位：千円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	16,500	10,000	6,500	
② 特定資産運用収入	50	100	△ 50	
③ 試験手数料収入	2,295,900	2,340,200	△ 44,300	
④ 免状受託料収入	531,300	527,800	3,500	
⑤ 雑収入	1,350	1,400	△ 50	
事業活動収入計	2,845,100	2,879,500	△ 34,400	
2 事業活動支出				
① 試験事業費支出	2,172,800	2,184,700	△ 11,900	
② 免状事業費支出	514,800	484,800	30,000	
③ 管理費支出	100,500	103,600	△ 3,100	
事業活動支出計	2,788,100	2,773,100	15,000	
事業活動収支差額	57,000	106,400	△ 49,400	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
① 特定資産取崩収入	194,900	13,400	181,500	
投資活動収入計	194,900	13,400	181,500	
2 投資活動支出				
① 特定資産取得支出	45,100	37,400	7,700	
② 固定資産取得支出	135,900	92,000	43,900	
③ 敷金・保証金支出	700	0	700	
投資活動支出計	181,700	129,400	52,300	
投資活動収支差額	13,200	△ 116,000	129,200	
III 予備費支出	30,000	30,000	0	
当期収支差額	40,200	△ 39,600	79,800	
前期繰越収支差額	500,000	500,000	0	
次期繰越収支差額	540,200	460,400	79,800	

業務
情報

information



支部の広場

福島県支部からお届け

試験業務

(1) 危険物取扱者試験

本県支部では危険物取扱者試験について、今年度は6月に2回、10月・11月に4回、2月に1回の計7回の実施を予定しております。

本県の面積は13,782.75km²、北海道、岩手県に次ぐ広大な面積を有しており、地形・気候・交通・歴史などの面から、太平洋と阿武隈高地には含まれた「浜通り地方」、阿武隈高地と奥羽山脈には含まれた「中通り地方」（この二地方は太平洋側気候）、奥羽山脈と越後山脈には含まれた「会津地方」（日本海側気候）の3地域に分けられ、県の広域行政単位は多極分散型の定住構造に合わせ、これらは更に7つに細分化されております。

福島県の生活圏域毎の人口

会津地方		中通り地方			浜通り地方	
会津	南会津	県北	県中	県南	相双	いわき
244,973	25,998	483,989	534,519	141,709	107,332	346,126

一部の地域では交通アクセスも未だ十分でない地域もあることから、受験者の利便性を考慮して、年7回の試験では、6地域延べ16会場を実施し、この他に、高等学校などを会場として特定試験を延べ5回実施しております。試験会場は、特定試験会場の刑務所を除き、全て県立高等学校をお借りし、会場使用料の低減化を図っております。

過去5年間、平成25年度からの受験申請者数の推移を見ますと、平成25年度の12,810人を最高として年々減少し、ここ最近の5年間では、何とか12,000人台を維持しているという状況です。このような中、平成29年度においては、わずかに前年度を上回るという、嬉しい事態も生じております。これらは、東日本大震災と福島第一原子力発電所の爆発事故の影響で、他県などにこれまで避難していた方々が元の住居に戻りつつあることや、復興関係事業で他県から県内に

■ 危険物取扱者・消防設備士試験申請者数の過去5年間の状況

(単位：件数・%)

年度 区分	25		26		27		28		29	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
危険物取扱者	12,810	94.14	12,454	97.22	12,493	100.31	12,028	96.28	12,062	100.28
うち高校生	6,894	85.98	6,605	95.81	6,555	97.45	6,139	93.65	5,954	97
割合(%)	53.8	-5.12	53	-0.3	52.5	-0.5	51	-1.5	49.4	-1.6
消防設備士	1,197	105.84	1,245	104.01	1,235	181.96	1,339	108.42	1,309	97.76
合計	14,007	95.03	13,699	97.8	13,728	99.2	13,367	97.37	13,371	100.03

移入してきた工事関係者の受験も影響しているものと、考えております。

また、高校生の受験者数も全体的に減少しております。これは、一般的な少子化による高校生の減少もさることながら、東日本大震災と福島第一原子力発電所の爆発事故により、一旦、県外等へ避難した小中高生に限っては、元の住居に戻らない傾向が高いことなどが原因である、と思われま

(2) 消防設備士試験

一方、消防設備士試験は、平成20年度まで年1回1会場で開催してまいりましたが、平成21年度からは、年2回実施しております。ここ最近の5年間は、前年比で減少した年もありましたが、全体的には増加傾向にあります。

(3) 受験願書の不備対策

受験願書の受付審査には、支部長以下全職員で対応しておりますが、添付書類の不足、記載誤りを始めとして、本人に直接確認しなければ受理できない場合が多々あります。ところが、本人が記載してきた連絡先に何度電話しても、電話に出ることが無く、なかなか本人と接触できないため、職員が超過勤務をして確認しなければならないなど、締め切り期限が過ぎても願書の受理のできないことが多く、苦慮しております。このため、平成24年度から受験案内の記載例の中に連絡先として、電話番号ばかりでなく電子メールアドレスも記載して頂くこととしましたが、効果はあまり表れておりません。

免状業務

(1) 交付件数の推移

免状の新規交付件数は受験者数の増減や合格率に左右され、受験申請者数の推移とほぼ同様の傾向を示しており、最近の危険物取扱者試験の免状交付は、約3,500件前後で推移しております。本県でも平成25年度から写真書き換え未了者に対するお知らせを開始し、また、県危険物安全協会や消防設備協会が実施している保安講習会等に際して、免状の更新の指導をお願いするなど、免状の書き換えが適正に行なわれるよう努めております。

■免状交付件数の調べ

年 度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
危険物取扱者	新 規	4,306	3,733	3,459	3,330	3,732
	写 真	2,715	2,692	2,504	2,310	2,179
	本 籍 等	31	33	37	37	21
	再 交 付	426	367	322	287	327
	小 計	7,478	6,825	6,322	5,964	6,259
消防設備士	新 規	245	279	222	269	261
	写 真	247	196	219	178	206
	本 籍 等	1	2	5	3	4
	再 交 付	22	19	12	17	14
	小 計	515	496	458	467	485
合 計		7,993	7,321	6,780	6,431	6,744

(2) 免状交付事務の問題

免状交付（書き換え）申請書の審査については、免状担当職員が専門的に対応しておりますが、こちらでも書類不足や記載誤りが多く、試験願書と同様の問題に苦慮しております。特に、本人から提出された返信用封筒を使って送付しているにも関わらず、宛て所不在として戻ってくる場合や、郵便局での留置期間が過ぎて戻ってくる場合も多々あり、その後の追跡に時間と労力を要しております。

さらに、新たな免状は簡易書留で送付することになっておりますが、申請人の中には「免状交付の手数料の中に郵送料も含まれているのであろう。」などと勝手に決めつけ、切手を貼った返信用の封筒を送ってこない例もあり、その催促のため、何度も電話をする事態が頻繁に生じております。

○ 支部の状況

当支部は、福島県庁から西に向かい、徒歩3分程度の距離で、旧4号国道線沿いの「みんゆうビル2階」に事務所を設置しております。建物の構造は比較的頑丈で、平成23年に発生した東日本大震災の時にも、さしたる被害は生じなかったと聞いております。昭和50年代の建築ですが、意外にタフな構造であるとの印象を強くしたものです。この時には、福島県庁は、本庁舎、西庁舎さらに東分庁舎もみな大きな被害にあって使用できず、非常な不都合をきたしました。

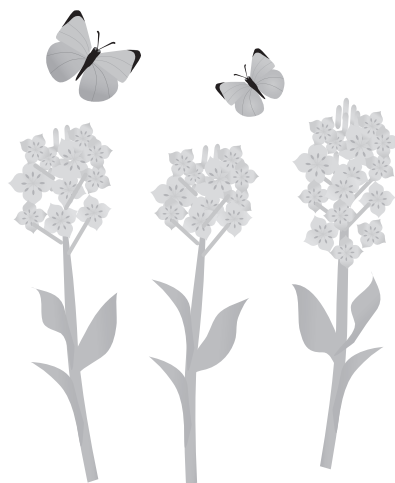
当事務所の広さは、88.99平方メートルで、約半分を試験準備のための作業場として確保しているため、支部長以下6名の職員にとっては、やや窮屈です。来客が2～3人も一度に入室すると、一層その窮屈感が強まるというような状況です。

○ おわりに

東日本大震災と福島第一原子力発電所の爆発事故から8年が経過し、復興事業等も徐々に進み、県民生活も一つ一つ落ち着きを取り戻してきております。被災当初の本県は、地震、津波、原子力災害に加えて風評被害が重なり、正に4重苦の中にもありました。今となっては、よくぞここまで復興してきたとの感もあり、これも他県の皆様の御支援、御協力の賜物と心から感謝を申し上げる次第です。ロボットや再生可能エネルギー関連事業のイノベーション・コースト構想など、復興に向けた県の取組も歩み始めております。

しかしながら、原発事故による風評被害はまだ収束しておらず、未だに県民を苦しめ続け、福島県支部も受験者数等において、少なからず影響を受けております。戊辰戦争から150年以上経過しましたが、福島県はこの戦争でも会津を中心に大変な辛酸を嘗めさせられ、そこから這い上がった事実があります。

今度の原発事故でも、「ふくしまは負けない。」を合言葉に、この苦境を何とか克服し、掛け替えのない県土を子供たちへ、県民一丸となってしっかり引き継いでいくという使命を全県民が果たしていきますので、変わらぬ御支援、御協力をお願い申し上げ、福島県支部の紹介といたします。



対談！甲種に挑戦した女子農高生×乙種コンプリートの実習助手

「合格体験記」ということで、私の危険物取扱者試験に向けた取り組みを分かりやすく知ってもらいたいと思い、甲種の勉強を教えてください、公務員試験に向けた指導もして下さった実習助手の廣瀬先生にご協力いただいて対談を書き起こしました。ぜひ参考にさせていただければ幸いです。

危険物取扱者試験を受験した流れ

1年	2016年11月	丙種合格
	2017年2月	乙4類合格
2年	6月	乙1類・3類合格
	11月	乙5類合格
3年	2018年6月	甲種合格

先生 危険物取扱者試験（以下、「危険物」）の存在を知ったのはいつだったの？

秋山 中学2年生の時でした。姉が工業高校に通っていて、たくさんの生徒が受験していると言っていたからです。それから、進学を希望していた現在通っている高校のパンフレットに取得できる資格として載っていたので興味がありました。

先生 環境創造科は1年生の時に丙種を受験することが決まっているけど、受けてみてどうだった？合格した？

秋山 はい！でも丙種を勉強していく中で、さらにレベルアップした乙種や甲種を取得したいと思っていたので免許の申請はしませんでした。証紙のお金ももったいないので…。

先生 結構お金がかかるもんね。でもいろんな資格がある中でどうして危険物を受けようと思ったの？

秋山 受験できる資格はたくさんありますが、学科の先生方に教えてもらえて高いレベルに挑戦できる試験が危険物だったので、乙4類を取った時から甲種に挑戦しようと決めていました。

先生 甲種を受けるには満たさないといけない条件があるし、1回に4種類まで受けられるから乙1類から6類まで取った方が簡単ではあるよね。

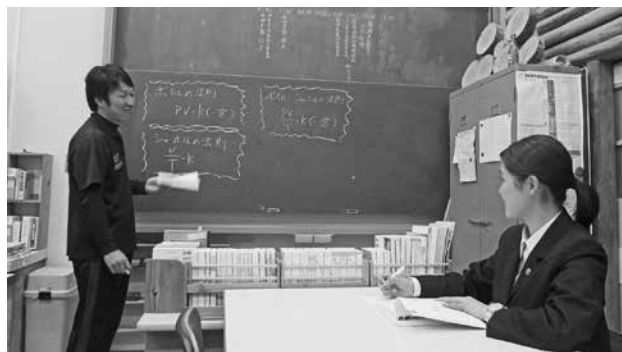
秋山 たしかに乙1類から6類までそろえようとする子は多くて、甲種を取る子はいませんね。私としては試



秋山 ちの あきやま ちの

長崎県立諫早農業高等学校
環境創造科3年

・林業を学びに環境創造科へ進学
・部活は森林環境部で木工をする
・甲種は2018年8月取得
・卒業後は外務省へ入省



験のたびに一つ一つを勉強するよりも、法令も物理・化学も深い内容で難しい勉強をした方が自分のためになると思いました。

先生 甲種の勉強を始めた時、印象はどうだった？

秋山 試験の2か月前に初めて甲種のテキストを見て、こんなに難しいのかと思いました。乙種は4類を取ってれば性質の10問だけ受ければいいのですが、甲種は全部あって…法令15問、物理・化学10問、性質20問だったので範囲が広いんです。だから勉強は取り組む順番を工夫しました。物理・化学は今まで勉強したことがない分野だったので後回しにして、まず法令の丙種と乙4類の範囲から増えた内容だけ覚えめました。次に性質を全部まとめて、朝と放課後は公務員試験に向けた補習があったので、学校の登下校中にまとめたノートを見て覚えめました。分からないことがあったら先生に教えてもらいながら、テキストを貸していただいて勉強しました。先生は甲種を教えてくださいましたか。

先生 正直、自分が受けたことない試験の内容を教えるのは難しいと思ったな。自分が受けたことのある公務員の事は分かるし、自分が受けるだけだったらどうにかできるけどね。だから試験の問題を見てみたり、

テキストを買ったりして先に自分が勉強しようと思った。テキストは受ける生徒たちに買わせてもいいんだけど、まず自分が良いなと思ったものを買わせないと意味がないからね。自分は乙1類から6類まで持っていたから大丈夫だろうと思っていたけど、こんなに難しいとはね…。暗記量が多くて、専門用語が難しい。それをどうやって教えるかすごく考えた。こういう時の学校のメリットって化学や物理といった専門の先生がいることだと思う。ネットとかで調べても分からないものは分からないし、直接分かりやすく噛み砕いて教えてもらうのが一番良いからね。物理・化学は最後に勉強したんだっけ？

秋山 はい。苦手だったのでいっぱい時間をかけました。
先生 その時、公務員試験の勉強との両立は難しかったんじゃない？

秋山 本当に難しかったです。そこで意識していたのは先生の言う事をちゃんと聞くことですね(笑) 公務員試験に向けた勉強と危険物の勉強、朝、放課後、登下校、家庭学習の時間をどのくらいの割合で使った方がいいのか、内容はどこまで掘り下げるかなど話した上でいただいたアドバイスを大事にしていました。また、同じ公務員希望の女の子も甲種を取ろうと、一緒に模擬問題を解いて答え合わせをしたり、どういうまとめ方をしているのかお互いに情報交換をしたりしていました。

先生 落ちる不安はなかったの？

秋山 それはあまりないですね。受かるために勉強していたので、落ちることではなく受かるために何をするかを常に考えていました。

先生 二人で合格はできなかったね…。

秋山 そうなんですよ…物理・化学が一問足りなかったと言っていました。

先生 危険物の試験はこの一問が大きいよね。甲種受かった時はどんな気持ちだった？

秋山 ほっとしました。自分のスキルが増えたので勉強してよかったと思いました。

先生 でも実際仕事に使う事はなさそうだね？

秋山 そうだろうと思います。しかし、私ができることの幅が広がったと思いました。資格を取ることでできる仕事も増えて、もしかしたら外務省の仕事ではなく別の仕事がしたいと思った時に役に立つのでは

ないかと思います。知っていることが多いとそれだけ考えることもできるようになるので、自分の視野が広がったと感じます。ところで、先生は乙1類から6類まで取ったことがあると言っていましたなぜ取ろうと思ったんですか？

先生 見栄。

秋山 …かっこいいだろということですか？(笑)

先生 一応資格は持っているんだぞとね(笑)

秋山 その危険物の資格を持っていて何か役に立ったことはありましたか？

先生 ガソリンスタンドでアルバイトしていた時はそんなに感じなかったかな。でも卒業生が危険物の資格を持っていたことで時給が上がったという話もあるから取って損はないと思う。

秋山 挑戦してみることはやはり大事ですよ。

先生 うん。綺麗事かもしれないけど、自分の信念を強く持って進んでいる子って周りが応援してくれると思うんだよね。結果はその時の実力とかで左右するけど、誰かが必ず応援してくれていることを知っていてほしいな。それがあなたにとってはご両親や友達や私であったりする。合格するためには当然努力しなきゃいけないし勉強しなきゃいけないけど、そこに応援してくれる人がいるかいないかってすごく大きいと思う。やっぱり自分の頑張っていることを誰も見てくれていなかったら結果はついてこないし、きついし。だから危険物受かって偉いというより、ご縁があって受かったんだと思うよ。

秋山 確かにそうですね。これからも周りの人たちへの感謝を忘れずにたくさんの方に挑戦していきたいと思っています。先生への感謝は一生忘れません。

先生 その気持ちはしっかりと持っていてくれ(笑)

[取材日] 2019年2月9日



消防庁の通知・通達等

◆消防用設備等に係る執務資料の送付について(通知)

消防予第103号 平成31年3月29日

消防庁予防課長

各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あて

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。
各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

問1 主たる用途である令別表第1（5）項口以外の用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%以下、かつ、300㎡未満であることにより、41号通知記1.（2）に基づき、令別表第1（5）項口としてみなされている部分（以下「従属的な部分」という。）が存する特定共同住宅等の一部を住戸利用施設として使用し、従属的な部分と住戸利用施設との床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%を超える又は300㎡以上となることにより、40号省令第2条第1号に規定する特定共同住宅等の要件に適合しなくなる場合であっても、以下の全ての要件を満たすときは、令第32条の規定を適用し、40号省令に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置を認めてよいか。

- 1 当該防火対象物の各部分が、40号省令（第2条第1号の規定を除く。）及び火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準（2号告示）に適合すること。この場合において、従属的な部分は40号省令第2条第2号に規定する住戸（令別表第1（5）項イ並びに（6）項口及びハに掲げる用途に供される各独立部分を除く。）とみなして当該規定を適用すること。
- 2 住戸利用施設の各独立部分の床面積が、いずれも100㎡以下であること。
- 3 令別表第1（5）項口に掲げる用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の2分の1以上であること。
- 4 従属的な部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%以下、かつ、300㎡未満であること。
- 5 従属的な部分は、床面積150㎡以内ごとに2号告示第3第3号に規定する基準に適合する構造で区画されていること。

(答) 差し支えない。

この場合において、従属的な部分の用途は令別表第1（5）項口としてみなされるものではないため留意されたい。

問2 延べ面積が300㎡以上500㎡未満の長屋式住宅の一部を令別表第1（5）項イに掲げる用途として使用することにより、同表（16）項イに掲げる防火対象物（同表（5）項イ及び一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表（5）項イに掲げる用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満のものに限る。）となった場合、令第32条の規定を適用し、特定小規模施設用自動火災報知設備を156号省令第3条第2項及び第3項の規定の例により設置してよいか。

(答) 差し支えない。

この場合において、当該防火対象物は156号省令第2条第1号ハに掲げる防火対象物とみなし、同省令第3条第2項第2号ハに掲げる場所にも感知器を設置すること。

問3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する児童養護施設における本体施設の分園として民間住宅等を活用して運営される地域小規模児童養護施設（「地域小規模児童養護施設

設の設置運営について」(平成12年5月1日付け児発第489号・厚生省児童家庭局長通知)中、地域小規模児童養護施設設置運営要綱で定めるものをいう。)は、本体施設と同じ用途である令別表第1(6)項ハ(3)として取り扱ってよいか。

また、小規模なグループによる養育を行うために児童養護施設等における本体施設の敷地外に存する分園として運営される分園型小規模グループケア(「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」(平成17年3月30日付け雇児発第0330008号・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)中、児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱で定めるものをいう。)についても、同様の考え方により、本体施設と同じ用途(例えば、児童養護施設における分園型小規模グループケアにあっては、令別表第1(6)項ハ(3))として取り扱ってよいか。

(答) 前段、後段ともお見込みのとおり。

◆「水素スタンドの多様化に対応した給油取扱所等に係る安全対策のあり方に関する検討報告書」の公表

平成31年3月29日

消 防 庁

消防庁では、燃料電池自動車の利用環境整備に資するため、水素スタンドをガソリンスタンド(給油取扱所)に併設する場合の基準を順次整備しているところです。今般、その一環として、「水素スタンドの多様化に対応した給油取扱所等に係る安全対策のあり方に関する検討会」を開催し、調査・検討を行いました。

この度、検討会報告書がとりまとめられましたので、公表します。

【主な結果】

1 水素充填と給油のための停車スペースの共用化に係る安全対策について

水素スタンドを給油取扱所に併設する際、省スペース化の観点から、現在区分けされている水素充填と給油のための停車スペースの共用化が求められています。

停車スペースを共用化した場合の主なリスク要因として、ガソリンが流出して火災となり、燃料電池自動車(高圧の水素ポンペを搭載)等へ延焼することが抽出されたため、次の安全対策を講ずることにより、停車スペースを共用化することができると考えられます。

- ① 水素充填のための停車スペースへのガソリンの流入防止(溝又は傾斜)
- ② 給油設備からのガソリン流出の防止・低減(給油の満量停止機能等)
- ③ 事故時における給油の緊急停止(給油設備の一斉停止スイッチ)

2 新たな形態の水素スタンドを併設する場合の安全対策について

新たな形態の水素スタンドの技術開発が引き続き進められており、従来の水素スタンドと同様に給油取扱所への併設が求められています。

今般実用化された、液化水素をポンプで昇圧する方式の水素スタンドについて、本方式に固有の液化水素ポンプ等に着目して火災シミュレーション等を行いました。その結果、現行の安全対策の例によることで給油取扱所に併設することができると考えられます。

[別添資料]「水素スタンドの多様化に対応した給油取扱所等に係る安全対策のあり方に関する検討報告書」略

※ 全文については、消防庁ホームページに掲載されておりますので参照ください。

<http://www.fdma.go.jp/>

業務報告

2月の試験実施結果

■危険物取扱者試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種	3,101	1,269	40.9
乙種第1類	1,812	1,236	68.2
乙種第2類	1,584	1,086	68.6
乙種第3類	1,809	1,182	65.3
乙種第4類	30,907	12,172	39.4
乙種第5類	1,784	1,228	68.8
乙種第6類	1,919	1,310	68.3
乙種計	39,815	18,214	45.7
丙種	4,070	2,025	49.8
合計	46,986	21,508	45.8

□危険物取扱者試験実施支部等

北海道、青森、岩手、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、東京、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

■消防設備士試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種特類	252	71	28.2
甲種第1類	925	266	28.8
甲種第2類	431	172	39.9
甲種第3類	408	198	48.5
甲種第4類	1,971	725	36.8
甲種第5類	463	199	43.0
甲種計	4,450	1,631	36.7
乙種第1類	293	95	32.4
乙種第2類	71	25	35.2
乙種第3類	92	31	33.7
乙種第4類	1,687	550	32.6
乙種第5類	127	65	51.2
乙種第6類	1,881	829	44.1
乙種第7類	907	573	63.2
乙種計	5,058	2,168	42.9
合計	9,508	3,799	40.0

□消防設備士試験実施支部等

北海道、青森、岩手、宮城、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、石川、福井、長野、広島、長崎、大分

2月中の免状作成状況

(単位：件)

	危険物取扱者免状		消防設備士免状		合計	
		本年度累計		本年度累計		本年度累計
新規免状交付	7,719	134,592	2,604	24,918	10,323	159,510
本籍等の書換え	92	1,581	11	203	103	1,784
写真書換え	7,461	98,185	840	11,064	8,301	109,249
再交付	803	10,035	66	877	869	10,912
計	16,075	244,393	3,521	37,062	19,596	281,455

※ 免状交付申請等の受付件数を計上しています。

※ 本籍等の書換えについては、新規交付、再交付又は写真書換えとの同時申請分を除いた件数を計上しています。

3月の試験実施結果

■危険物取扱者試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種	1,659	691	41.7
乙種第1類	701	483	68.9
乙種第2類	645	424	65.7
乙種第3類	709	472	66.6
乙種第4類	19,272	8,099	42.0
乙種第5類	818	542	66.3
乙種第6類	838	528	63.0
乙種計	22,983	10,548	45.9
丙種	1,191	655	55.0
合計	25,833	11,894	46.0

□危険物取扱者試験実施支部等

北海道、青森、岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、福井、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、広島、山口、香川、福岡、長崎

■消防設備士試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種特類	106	15	14.2
甲種第1類	1,620	464	28.6
甲種第2類	313	93	29.7
甲種第3類	332	108	32.5
甲種第4類	2,912	990	34.0
甲種第5類	359	144	40.1
甲種計	5,642	1,814	32.2
乙種第1類	227	78	34.4
乙種第2類	56	17	30.4
乙種第3類	63	20	31.7
乙種第4類	1,330	368	27.7
乙種第5類	105	34	32.4
乙種第6類	3,237	1,364	42.1
乙種第7類	809	457	56.5
乙種計	5,827	2,338	40.1
合計	11,469	4,152	36.2

□消防設備士試験実施支部等

北海道、青森、秋田、東京、新潟、石川、山梨、岐阜、静岡、三重、京都、大阪、熊本、沖縄

3月中の免状作成状況

(単位：件)

	危険物取扱者免状		消防設備士免状		合計	
		本年度累計		本年度累計		本年度累計
新規免状交付	20,491	155,083	3,352	28,270	23,843	183,353
本籍等の書換え	90	1,671	9	212	99	1,883
写真書換え	6,690	104,875	789	11,853	7,479	116,728
再交付	800	10,835	62	939	862	11,774
計	28,071	272,464	4,212	41,274	32,283	313,738

※ 免状交付申請等の受付件数を計上しています。

※ 本籍等の書換えについては、新規交付、再交付又は写真書換えとの同時申請分を除いた件数を計上しています。

危険物取扱者試験日程（願書受付が6・7月にかかる日程分を抜粋）

支 部 名	試験日		受付期間				甲種	乙種						丙種
			電子申請		書面申請			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	
	月 日	曜日	開始日	締切日	開始日	締切日								
北海道	7月28日	日	6月18日	6月25日	6月21日	6月28日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	9月1日	日	7月22日	7月29日	7月25日	8月1日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
青 森	8月31日	土	7月16日	7月30日	7月19日	8月2日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	9月1日	日	7月16日	7月30日	7月19日	8月2日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
宮 城	7月28日	日	6月10日	6月18日	6月13日	6月21日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	9月14日	土	7月29日	8月6日	8月1日	8月9日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
秋 田	7月21日	日	6月4日	6月17日	6月7日	6月20日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	7月28日	日	6月4日	6月17日	6月7日	6月20日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
山 形	7月6日	土	5月24日	6月3日	5月27日	6月6日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	7月13日	土	5月31日	6月10日	6月3日	6月13日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
茨 城	7月14日	日	5月27日	6月7日	5月30日	6月10日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	9月28日	土	7月16日	7月29日	7月19日	8月1日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
埼 玉	7月7日	日	5月31日	6月11日	6月3日	6月14日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	7月14日	日	5月31日	6月11日	6月3日	6月14日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	8月25日	日	7月14日	7月23日	7月17日	7月26日					乙4			
東 京	7月13日	土	5月20日	5月31日	5月23日	6月3日					乙4			
	7月16日	火	5月20日	5月31日	5月23日	6月3日	甲種							
	7月21日	日	5月27日	6月7日	5月30日	6月10日					乙4			
	7月28日	日	6月3日	6月14日	6月6日	6月17日					乙4			
	8月3日	土	6月10日	6月21日	6月13日	6月24日					乙4			
	8月12日	月	6月17日	6月28日	6月20日	7月1日					乙4			
	8月17日	土	6月17日	6月28日	6月20日	7月1日					乙4			
	8月24日	土	6月24日	7月5日	6月27日	7月8日					乙4			
	8月28日	水	6月24日	7月5日	6月27日	7月8日		乙1	乙2	乙3		乙5	乙6	丙種
	9月1日	日	6月28日	7月9日	7月1日	7月12日					乙4			
	9月11日	水	7月15日	7月26日	7月18日	7月29日					乙4			
	9月14日	土	7月22日	8月2日	7月25日	8月5日	甲種							
9月21日	土	7月26日	8月6日	7月29日	8月9日					乙4				
神奈川	9月8日	日	7月19日	7月29日	7月22日	8月1日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
新 潟	9月1日	日	7月16日	7月29日	7月19日	8月1日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
石 川	8月18日	日	7月1日	7月8日	7月4日	7月11日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	8月25日	日	7月1日	7月8日	7月4日	7月11日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	9月1日	日	7月1日	7月8日	7月4日	7月11日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
福 井	8月25日	日	7月9日	7月21日	7月12日	7月24日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
静 岡	6月9日	日	4月5日	4月16日	4月8日	4月19日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
愛 知	7月7日	日	6月1日	6月10日	6月4日	6月13日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	7月14日	日	6月1日	6月10日	6月4日	6月13日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
滋 賀	8月4日	日	6月16日	6月29日	6月19日	7月2日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
兵 庫	9月8日	日	7月29日	8月6日	8月1日	8月9日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	9月15日	日	7月29日	8月6日	8月1日	8月9日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
奈 良	8月18日	日	7月1日	7月8日	7月4日	7月11日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
和歌山	7月21日	日	5月25日	6月3日	5月28日	6月6日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
沖 縄	8月18日	日	7月8日	7月16日	7月11日	7月19日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種

消防設備士試験日程（願書受付が6・7月にかかる日程分を抜粋）

支 部 名	試験日		受付期間				甲種					乙種							
			電子申請		書面申請		特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類
	月 日	曜日	開始日	締切日	開始日	締切日													
北海道	9月1日	日	7月22日	7月29日	7月25日	8月1日		甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
青 森	8月17日	土	7月2日	7月16日	7月5日	7月19日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
	8月18日	日	7月2日	7月16日	7月5日	7月19日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
	8月24日	土	7月2日	7月16日	7月5日	7月19日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
岩 手	8月10日	土	6月25日	7月2日	6月28日	7月5日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
	8月25日	日	6月25日	7月2日	6月28日	7月5日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
秋 田	8月4日	日	6月18日	7月1日	6月21日	7月4日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
山 形	9月7日	土	7月26日	8月5日	7月29日	8月8日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
福 島	9月7日	土	7月7日	7月16日	7月10日	7月19日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7

茨城	9月1日	日	6月24日	7月5日	6月27日	7月8日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
栃木	9月15日	日	7月5日	7月16日	7月8日	7月19日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
群馬	8月18日	日	6月24日	7月5日	6月27日	7月8日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
埼玉	9月8日	日	7月23日	8月2日	7月26日	8月5日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
千葉	9月1日	日	6月17日	7月19日	6月20日	7月22日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
東京	7月20日	土	5月27日	6月7日	5月30日	6月10日												乙6	
	7月27日	土	6月3日	6月14日	6月6日	6月17日		甲1											
	8月4日	日	6月10日	6月21日	6月13日	6月24日										乙4			乙7
	8月10日	土	6月17日	6月28日	6月20日	7月1日					甲4								
	8月31日	土	6月28日	7月9日	7月1日	7月12日													乙6
	9月9日	月	7月15日	7月26日	7月18日	7月29日										乙4			
9月23日	月	7月26日	8月6日	7月29日	8月9日		甲1												
神奈川	8月4日	日	6月7日	6月17日	6月10日	6月20日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
富山	8月17日	土	6月23日	7月2日	6月26日	7月5日		甲1	甲2			甲5	乙1	乙2		乙4	乙5		乙7
	8月18日	日	6月23日	7月2日	6月26日	7月5日	特類			甲3	甲4				乙3				乙6
福井	8月25日	日	7月9日	7月21日	7月12日	7月24日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
山梨	8月25日	日	7月2日	7月9日	7月5日	7月12日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
長野	8月18日	日	6月22日	7月2日	6月25日	7月5日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
	8月25日	日	6月22日	7月2日	6月25日	7月5日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
岐阜	7月28日	日	6月17日	6月25日	6月20日	6月28日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
静岡	8月4日	日	6月14日	6月24日	6月17日	6月27日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
三重	7月28日	日	5月27日	6月7日	5月30日	6月10日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
京都	7月14日	日	5月28日	6月4日	5月31日	6月7日		甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
	7月21日	日	5月28日	6月4日	5月31日	6月7日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
大阪	7月21日	日	5月27日	6月3日	5月30日	6月6日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
兵庫	8月3日	土	6月18日	6月28日	6月21日	7月1日					甲4		乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
	8月4日	日	6月18日	6月28日	6月21日	7月1日	特類	甲1	甲2	甲3		甲5							
和歌山	8月18日	日	6月15日	6月24日	6月18日	6月27日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
鳥取	7月28日	日	5月21日	6月4日	5月24日	6月7日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
島根	8月25日	日	6月21日	7月5日	6月24日	7月8日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
岡山	8月25日	日	6月28日	7月8日	7月1日	7月11日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
広島	8月18日	日	6月18日	6月25日	6月21日	6月28日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
	8月25日	日	6月18日	6月25日	6月21日	6月28日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
山口	9月8日	日	7月5日	7月19日	7月8日	7月22日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
香川	8月25日	日	7月6日	7月16日	7月9日	7月19日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
愛媛	8月4日	日	6月14日	6月24日	6月17日	6月27日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
高知	8月11日	日	6月23日	7月8日	6月26日	7月11日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
福岡	7月21日	日	5月18日	5月31日	5月21日	6月3日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
	7月28日	日	5月18日	5月31日	5月21日	6月3日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
佐賀	7月21日	日	5月31日	6月11日	6月3日	6月14日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
長崎	8月25日	日	6月14日	6月25日	6月17日	6月28日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
熊本	9月8日	日	7月16日	7月23日	7月19日	7月26日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
	9月15日	日	7月16日	7月23日	7月19日	7月26日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
大分	8月25日	日	6月28日	7月8日	7月1日	7月11日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
宮崎	8月18日	日	6月17日	6月28日	6月20日	7月1日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
鹿児島	7月28日	日	6月8日	6月17日	6月11日	6月20日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7

Voice...

編集後記

2019 May

新元号「令和」がスタートしました。

4月は、関東でも雪が降るなど不順な気候でしたが、5月に入り新緑が鮮やかで爽やかな季節となりました。

4月に入社、入学された方もひと月が過ぎ慣れてきたころです。10連休と長かったゴールデンウィークに旅行、レジャー、スポーツなどで一息ついたことでしょう。

これから梅雨を迎え、夏へと移って行きます。健康に気を付けて仕事に学業に頑張りましょう。

今年度のVoice. も引き続きご愛読をお願いいたします。

後援:消防庁

あなたの挑戦で
はずむ
未来へ。

空手体験者 村上 美登

資格試験に

チャレンジ!!

インターネット
申請OK

「人・街を守る」社会に必要とされる国家資格

活躍できる
職場 > 危険物取扱者



活躍できる
職場 > 消防設備士



制作: (一財)消防試験研究センター <http://www.shoubo-shiken.or.jp/>



消防試験研究センターだより

Voice...

vol.372 令和元年5月発行

編集・発行

一般財団法人消防試験研究センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル19階

TEL.050(3803)9279(企画研究部) / FAX.03(5511)2751

ホームページ <http://www.shoubo-shiken.or.jp/>

モバイルサイト <http://www.shoubo-shiken.or.jp/m/>